

マイナンバーとあわせて持参してください！

ほんにん しんせい ばあい
本人が申請する場合


その1 たいしょうしゃほんにん こじんばんごう
対象者本人の個人番号がわかるもの

- 通知カード
- 個人番号通知書
- 個人番号カード
- 個人番号記載の住民票 など

いずれか
1点

その2 みもとかくにんしよるい たいしょうしゃほんにん
身元確認書類(対象者本人のもの)

※詳細は下記の「身元確認書類とは?」を参照



ほんにんいがい しんせい ばあい
本人以外が申請する場合

その1 たいしょうしゃほんにん こじんばんごう
対象者本人の個人番号がわかるもの

- 通知カード
- 個人番号通知書
- 個人番号カード
- 個人番号記載の住民票 など

いずれか
1点

その2 みもとかくにんしよるい だいにりにん
身元確認書類(代理人のもの)

※詳細は下記の「身元確認書類とは?」を参照

その3 だいにりけん かくにんしよるい
代理権の確認書類

- 任意代理人の場合 ※家族などの場合
 - 対象者本人の身元確認書類
 - 上記がない場合は委任状(任意の様式)
- 法定代理人の場合
 - 戸籍謄本等(法定代理人の資格証明書類)

● 「身元確認書類」とは?

ほんにんかくにん しよるい しょうめいしょ れい い か
本人確認をするための書類です。証明書の例は以下のとおりです。

かおじゃしんつ しょうめいしょ ばあい かおじゃしん しょうめいしょ てん じさん
顔写真付きの証明書(Ⓐ)がない場合は、顔写真のない証明書(Ⓑ) 2点を持参ください。

Ⓐ 顔写真つき証明書

こじんばんごう うんでんめんきょしょう うんでんけいれきしょうめいしょ へいせい ねん がついつちいちこうこう
個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)

しんたいしょうがいしやてちょう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう りょういくてちょう ざいりゅう
パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ じゅうみんきほんだいちょう
特別永住者証明書・住民基本台帳カード など

いずれか
1点

Ⓑ 顔写真のない証明書

けんこうほけんしょう ねんきんでちょう じどうふようてあてしょうしょ
健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書・

とくべつじどうふようてあてしょうしょ せいかつほごじゅきゅうしやしょう ねんきんしょうしょ
特別児童扶養手当証書・生活保護受給者証・年金証書 など

いずれか
2点

● 「通知カード」・「個人番号カード」・「個人番号通知書」とは？

（通知カード みほん）

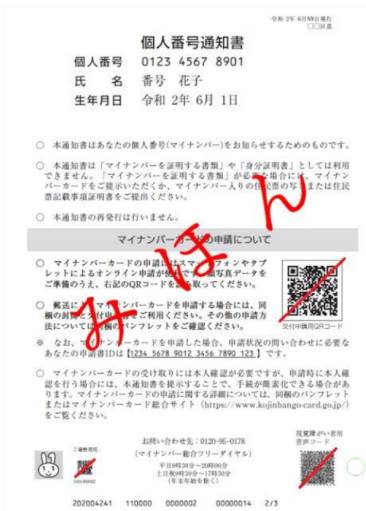


（個人番号カード みほん）



※ 個人番号カードを持参された場合は、本人の身元確認もできるため、別の身元確認書類は不要です。

（個人番号通知書 みほん）



マイナンバーのお知らせ方法が令和2年5月25日から「個人番号通知書」に変わりました。

通知カード廃止後に新しく生まれた子や転入された人など、初めて個人番号が付番された人には、異動後一週間ほどで「個人番号通知書」が国から送付されます。

ちゅういじこう [注意事項]

対象者が18歳未満の場合、「保護者の個人番号の分かるもの」および「保護者の身元確認書類」

も必要です。

郵送で提出する場合、必要書類のコピーを同封してください。

代理人が法人の場合は、「法人の証明書（登記事項証明書、印鑑証明書など）」および「代理人と

法人との関係を証明するもの（社員証など）」が必要です。